

事 務 連 絡
令和8年10月28日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その14）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構 本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構 本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構 本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和8年10月28日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その14）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【外来緩和ケア管理料】

問 1 「B 0 0 1」の「24」外来緩和ケア管理料の施設基準について、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）第 4 の 4 の 1 （6）イに「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等」とあるが、緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）を修了している者は当該要件を満たすか。

（答）満たす。

なお、「A 3 1 0」緩和ケア病棟入院料、「A 2 2 6－2」緩和ケア診療加算、「A 2 2 6－3」有床診療所緩和ケア診療加算、「A 2 2 6－4」小児緩和ケア診療加算、「B 0 0 1」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料、「B 0 0 1」の「23」がん患者指導管理料、「B 0 0 1－2－12」の「1」外来腫瘍化学療法診療料 1 並びに「C 0 0 0」往診料の加算等に規定する在宅医療充実体制加算及び在宅療養実績加算 2 の施設基準についても、同様の取扱いとする。

【経皮的動脈管閉鎖セット】

問 2 特定保険医療材料の機能区分「153」経皮的動脈管閉鎖セットについて、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）において、「動脈管内留置型は、関連学会の作成した「体重 2.5kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖セットの適正使用に関する手引き」を遵守して使用した場合に限り算定できる」とあるが、当該手引きは令和 8 年 10 月 1 日付けで「体重 2.0kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖術におけるピッコロオクルーダー適正使用指針」に改定されているが、どのように取り扱えばよいか。

（答）令和 8 年 10 月 1 日以降は、当該通知における「体重 2.5kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖セットの適正使用に関する手引き」を「体重 2.0kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖術におけるピッコロオクルーダー適正使用指針」に読み替えるものとする。

歯科診療報酬点数表関係

【有床義歯】

問 1 「M018」に掲げる有床義歯について、歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算を算定できるが、「M019」に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯についても、同様に算定できるのか。

(答) 算定できない。

【CAD/CAMブリッジ】

問 2 CAD/CAMブリッジについて、④5⑥⑥、⑤6⑥⑦又は⑥6⑦等の分割抜歯や分離切断を行った歯を支台歯とする場合も、当該ブリッジは算定できるのか。

(答) 分割抜歯又は分離切断した歯を支台歯としたCAD/CAMブリッジをやむを得ず製作する場合は、残った歯冠や歯根の状態から、歯科医学的に適切な場合に限り、算定して差し支えない。

この場合、CAD/CAMブリッジは1装置として取り扱うが、支台歯については、分割抜歯を行った場合には、「M017」ポンティックの留意事項通知(7)のハ及びニと同様の取り扱いとし、分離切断を行った場合には大臼歯1歯分として取り扱う。

調剤報酬点数表関係

【服薬管理指導料】

問1 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和8年3月5日保医発 0305 第8号)の第97の2服薬管理指導料の注1に規定する保険薬局の1(3)において、「医療に係る地域活動の取組に参画していること。」とあるが、委嘱を受けて学校薬剤師の業務を行っている場合、届出の際に具体的にどのような文書を添付すればよいのか。

(答) 教育委員会又は学校長等が、当該保険薬局に所属する保険薬剤師に対して発行した委嘱状の写し等、学校薬剤師として従事していることが分かる書類(届出時から過去1年間以内に発行されたものに限る。)を添付すること。なお、学校薬剤師は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)及び関係法令により、その職務の内容が規定されていることを踏まえ、委嘱状の写し等を添付した場合は、地域活動の取組に係る事業の概要等に関する文書の添付を要しないものとする。

【特定薬剤管理指導加算3】

問2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日保医発 0305 第6号)別添3の「区分10の3」服薬管理指導料の8(3)に「バイオ医薬品の一般名処方による処方箋の交付を受けた患者又はバイオ後続品の銘柄名処方による処方箋の交付を受けた患者に対して、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合」とあるが、バイオ後続品の薬価が、先行バイオ医薬品の薬価より高い又は同額である場合であっても、当該バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について患者に説明を行った場合は、特定薬剤管理指導加算3のロを算定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。